

令和3年8月16日

厚生労働省 子ども家庭局
家庭福祉課長 中野 孝浩 様

全国児童家庭支援センター協議会
会長 橋本 達昌

次年度予算編成に関する要望書

貴職におかれましては、日頃より児童家庭支援センター（以下「児家セン」）事業へのご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。さて本年度は、社会保障審議会の社会的養育専門委員会が頻繁に開催され、児童福祉法改正に向けた議論が活発化しています。

このような情勢にあつて、私たちは、我が国における社会的養育のあり方と児家セン事業の今後の展望を踏まえ、以下の4点の制度政策課題につき要望いたします。

全国の児童家庭支援センターの業務実態（相談の質・内容）や地域特性等を十分ご理解いただいたうえで、ご検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- (1) 今後益々重視されるべき「地域在宅支援」を実効あるものにしていくには、児童相談所や市区町村の子ども家庭総合支援拠点など公的セクターの活動だけでは足りず、民間活力の導入、より具体的に言えば要対協に民間支援機関や市民活動団体等が多数参入したうえで、児家センがそのネットワークの中核を担ったり、里親ショートステイの調整機能を担ったりしていくことが求められます。そこで国としても、要対協の活性化を図るための検討会や子ども家庭支援に関し“官民連携”を推進するための検討会を設けていただくよう要望します。
- (2) 現在、専門委員会においては、(子ども家庭福祉士等)専門資格化が検討されていますが、児家センにも、業務の高度化に伴い社会福祉士、臨床心理士、公認心理師など多くの専門職が多数配置されており、彼らにより児童相談所のブランチ的業務や市区町村への支援業務が展開されています。これらの任務を一層発展させていくには、彼らの雇用の維持・継続が不可避です。つきましては専門職（有資格者）に相応しい賃金・労働条件となるよう民間社会的養護施設の処遇改善と同様の処遇改善策を求めます。加えて平成21年度の職員配置に関する要綱改正を踏まえ、それに応じた補助基準額の増額も併せて要望します。
- (3) 児家センの運営費については、「裁量的経費であるがゆえに、県から国の要綱が示す補助金額が満額支給されていない」「年度末になってようやく一年間分の経費が一括交付されるので、その間は借入状態となっている」等、財政的な意味での脆弱性が多くの児家センから指摘されており、特に創設間もない児家センや単独設置の児家センについては深刻な状況となっています。それゆえ現行の裁量的経費から義務的経費への変更等、財源の安定化を要望します。
- (4) 指導委託費について、現実的には多くの都道府県で委託費の出し渋りが生じています。とりわけケース実態を無視した安易な指導委託期間の短縮や一定年齢到達による一律的な委託措置解除が行われないよう、指導委託の適切な運用についての指導を要望します。さらには、支援メニューの無料化を含む在宅措置制度の確立（義務的経費化）を強く要望します。